

宮前区役所サービス向上委員会設置要綱(平成24年4月23日区長決裁)

(目的及び設置)

第1条 市民に便利で快適なサービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を図り、市民の視点に立った区役所サービスの充実を目的として、区役所サービス向上指針に基づき、宮前区役所サービス向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区役所サービス向上方針案に関すること。
- (2) 区役所サービス基準に関すること。
- (3) 区役所サービス向上目標及び取組に関すること。
- (4) 区役所サービス向上のための各課相互の連携及び調整に関すること。
- (5) 区役所サービス向上のための人材育成に関すること。
- (6) 区役所サービスの快適な提供のための庁舎環境整備に関すること。
- (7) その他区役所サービスの向上に必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職の者をもつて充てる。

2 委員長は必要に応じ、関係職員を構成員とすることができるものとする。

3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を行うものとする。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(ワーキングチームの設置)

第5条 委員会の内部組織として、具体的な区役所サービスの改善策の策定・実施を行うワーキングチームを設置することができる。

2 前項のワーキングチームの構成員は、所属長の推薦を受けた職員を委員長が指名する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、区民課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が区長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 宮前区役所窓口サービス等向上推進委員会要綱（平成17年5月25日区長決裁）は廃止する。
(経過措置)
- 3 平成24年4月1日以後この要綱施行の日までの間に前項の規定による廃止前の宮前区役所窓口サービス等向上推進委員会要綱に基づいて開催された宮前区役所窓口サービス等向上推進委員会の検討及び決定事項並びに実施されたワーキングチームの設置手続は、この要綱に基づいて開催された宮前区役所サービス向上委員会の検討及び決定事項並びに実施されたワーキングチームの設置手續とみなす。

附 則(平成25年4月5日区長決裁)

この要綱は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	補 職
委員長	区民サービス部長
副委員長	区民課長
〃	総務課長
〃	企画課長
委 員	担当課長（危機管理担当）
〃	地域振興課長
〃	生涯学習支援課長
〃	担当課長（行政サービスコーナー担当）
〃	保険年金課長
〃	担当課長〔収納〕
〃	向丘出張所長
〃	地域ケア推進課長
〃	地域支援課長
〃	児童家庭課長
〃	高齢・障害課長
〃	保護課長
〃	衛生課長
〃	道路公園センター担当課長〔管理〕